

第121回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

**業務の適正を確保するための体制およびその運用状況
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表
(2020年4月1日から2021年3月31日まで)**

株式会社リコー

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://jp.ricoh.com/IR/>)に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会にて決議した事項は次のとおりであります。なお、本決議事項は、経営環境の変化などに対応して、定期的かつ継続的に見直しを実施するものとしています。

内部統制システム 基本方針

当社は、リコーグループの事業活動の基礎となる理念・価値観を「リコーウェイ」として定めている。リコーウェイは、当社の創業者による「人を愛し、国を愛し、勤めを愛す」という「創業の精神(三愛精神)」と、「私たちの使命」「私たちの目指す姿」「私たちの価値観」によって構成され、リコーグループにおける事業活動の根本的な考え方として、経営の方針と戦略および内部統制システムの基礎となっている。

当社は「リコーウェイ」に込められた価値観に立脚して、企業倫理と遵法の精神に基づき、経営の透明性を確保しつつ、競争力の強化を目指した内部統制システムを整備・運用し、その継続的な改善に努める。

基本方針の内容

当社は、企業風土が企業活動の規律を形成する重要な要素であるという自律的なコーポレート・ガバナンスの考え方方に基づき、多様なステークホルダーの期待に応えるという使命感と、社会的良識に適う高い倫理観をともに備えた企業風土の維持・強化に努める。

1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 基本方針の内容

- ①社外取締役の招聘により、経営の透明性と公正な意思決定をより強化する。また、取締役会の過半数を非執行取締役とし、多様な視点での監督機能を強化する。
- ②取締役会を経営の最高意思決定機関として位置づけ、その取締役会議長を非執行取締役とし、中立的な立場で取締役会をリードすることで、重要案件に対する深い議論を促し、果断な意思決定につなげる。
- ③取締役会の経営監督機能強化の一環として、非執行取締役を委員長とする「指名委員会」と社外取締役を委員長とする「報酬委員会」を設置し、各委員の過半数を非執行取締役、半数以上を社外取締役とすることで、取締役、執行役員などの候補者選定および報酬の透明性、客觀性を確保する。
- ④会社情報開示の正確性、適時性および網羅性を確保するために開示に関する方針を定めており、開示情報の重要性、開示の要否および開示内容の妥当性の判定・判断を行うために、情報開示責任者であるCFOを委員長とする「開示委員会」を設置している。

1 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

内部統制システムの運用状況

- ①取締役会は非執行取締役5名(うち社外4名)を含む8名で構成されており、2020年度は12回開催し、非執行役員から選出された議長による議事進行のもと、経営の透明性と公正な意思決定に努めました。
- ②2020年度は指名委員会を6回、報酬委員会を5回開催し、社外取締役を交えた議論を行い、透明性と客觀性の確保に努めました。
- ④開示委員会は、2020年度に3回開催しました。同委員会では、主に、年次報告や適時開示書類の適切性・正確性の判断、開示手続きのモニタリング、および、投資家の皆様の投資判断に資する適切かつ戦略的な会社情報の開示について審議を行っています。また、当期は、情報開示規程の改訂を行い、委員会の役割拡充と開催規定の見直しなど、開示委員会の実効性をより高めるための取り組みを進めました。

2)従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 基本方針の内容

- ①コンプライアンスを含めたCSR(Corporate Social Responsibility)について、リコーグループ、それらの役員および従業員の基本的な行動の規範を定めた「リコーグループ企業行動規範」を徹底するために、専門委員会の設置、通報・相談窓口の設置および各種教育を通じて国内外のコンプライアンスの充実を図る。また、当該窓口に報告を行った事を理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ②金融商品取引法およびその他の法令に適合することを含め、「法律、規範、社内ルールの遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の高い信頼性の維持」、「資産の保全」を狙いとして、リコーグループ全体で対応する、標準化された内部統制の仕組みを構築し、ビジネスプロセスの改善に努める。
- ③上記機能を統合的に強化推進する専門部門(リスクマネジメント・リーガルセンター)を設置する。
- ④内部監査については内部監査部門を設け、経営諸活動の遂行状況を、法令などの遵守と合理性の観点から検討・評価し、改善を行うために監査を実施する。
- ⑤リコーグループの内部統制システムの構築・改善を実現するため、内部統制の整備・運用状況を評価し、審議、決定する定期開催の「内部統制委員会」を設置する。

内部統制システムの運用状況

- ①②③リコーグループ全体にコンプライアンス意識を浸透させるため、毎年10月に開催しているリコーグループコンプライアンス月間において、「リコーグループ企業行動規範」と「内部通報システム」の周知活動、および、TOPからのメッセージ配信を行っています。また、2020年度は、労働施策総合推進法の改正を受け、国内グループ会社に対しパワーハラスマントを防止するための教育活動を強化しました。内部通報システムについては、内部通報者に対する不利益な取り扱い禁止を含む「内部通報制度基本規定」を定め、社内外に通報窓口を設けています。加えて、グループの全従業員が直接監査役に報告できる「リコーグループグローバル内部通報」窓口を設置しており、従業員が安心して通報・相談できる環境の整備・充実化を図っています。また、2020年5月には外部サプライヤー様向けに「サプライヤーホットライン」を新設し、リコーグループ各社による法令などへの違反行為が、万一、発見された際には、ご通報いただける仕組みを構築しています。なお、当期、通報窓口への重大な法令違反などに関わる通報案件はありませんでした。
- ④内部監査部門がリコーグループ全体を監査し、コンプライアンスや業務の有効性や効率性などにつき改善の助言を行っています。また、監査結果および是正事項の改善状況については、内部統制委員会へ報告を行っています。
- ⑤リコーグループのインシデント発生・対応状況、および、内部監査の結果／是正事項の改善状況は、内部統制委員会へ四半期ごとに報告を行っています。また、内部統制委員会における議論の内容は半年ごとに取締役会へ報告しています。

<p>2</p> <p>取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制</p>	<p>基本方針の内容</p> <p>取締役の業務執行に係る決定に関する記録・稟議書については、法令および社内規則に基づき作成・保存・管理する。保存されている書類は、取締役および監査役の要求に応じて出庫、閲覧可能な状態にする。</p> <p>内部統制システムの運用状況</p> <p>取締役の執務に係る情報およびその他の重要な情報は社内規定に基づき適切に保管、管理されており、当社の取締役および監査役からの閲覧の要請に常に対応できる状況を保持しています。</p>
<p>3</p> <p>損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p>	<p>基本方針の内容</p> <p>①リスクマネジメントに関する規定に基づき損失の危険の発生を未然に防止する。</p> <p>②万一損失の危険が発生した場合においても、初期対応に関する標準に基づき、被害(損失)の極小化を図る。</p> <p>③リコーグループ内外の多様化する不確実性に対応するため、「リスクマネジメント委員会」にて重大なリスクの把握とその対応状況を評価し、リスクマネジメントに係る施策を立案する。また、リスクマネジメント推進部門を設置し、諸活動をグローバルに展開する。</p> <p>内部統制システムの運用状況</p> <p>①「リコーグループリスクマネジメント基本規程」を定め、リコーグループのリスクマネジメントを効果的・効率的に推進し、損失の危機を未然に防止するよう対応しています。</p> <p>②万一損失の危険が発生した場合には「インシデント発生時の対応標準」に基づく適切な対応と報告が行われるよう、リコーグループ全体に継続的な周知徹底活動を行っています。</p> <p>③経営において重要度が高いと想定されるリスクは、リスクマネジメント委員会にて評価し、グループマネジメントコミッティ(以下、GMC)における議論の上、決定しています(重点経営リスク)。当期は、国際情勢が激しく変化する中、重点経営リスクの一つである地政学リスクに適切に対応するため、専任部門を設置しました。さらに、各国における情報セキュリティに関する規制への対応強化をグローバルに連携したIT部門のリーダーシップのもとで全社的に実施しています。また、新型コロナウイルス感染症については、社長直下で対応体制を立ち上げ、グループ全体で危機対応を進めています。そのほか、リコーの各部門にリスクマネジメント責任者／推進者を選任し、各組織における自律的なリスク管理体制を整備するとともに、各リスクマネジメント推進者を対象としたリスクマネジメント連携強化会議を開催し、リスク管理に関連する勉強会や情報共有を行い、リスクに強い組織になるため継続的な取り組みを進めています。</p>

4

取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

基本方針の内容

- ①執行役員制度を導入しており、職務分掌を明確にし、また事業執行については各事業執行部門へ権限委譲を促進することにより意思決定の迅速化を図る。
- ②取締役会から権限委譲された代表取締役社長が主催する意思決定機関として、一定の資格要件を満たす執行役員で構成されるGMCを設置し、委譲された範囲内で事業執行部門の監督やリコーグループ全体に最適な戦略立案など、リコーグループ全体の経営に対し全体最適の観点で審議・意思決定を迅速に行う体制をとる。
- ③取締役会室を設置し、取締役会をサポートすることで果断な意思決定や透明性の高い経営監督を実現する。

内部統制システムの運用状況

執行役員制度により、事業執行の効率化を図っています。GMCにおいて決裁した内容は、取締役会に四半期ごとに報告され、取締役は実施状況のモニタリングを行っています。

5

当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

基本方針の内容

- リコーグループは、相互の独立性を尊重しつつ、リコーグループの業績向上と繁栄を図るため、以下のとおり適正な業務を行う体制をとる。
- ①当社の取締役会およびGMCは、リコーグループ全体の経営監督と意思決定を行う。
 - ②当社はリコーグループ各社に関する管理規定を定め、リコーグループ各社の取締役の職務の執行に係る事項を当社に報告する体制、および前述の職務の執行が効率的に行われるための職務権限を規定する。
 - ③リコーグループ各社は自社に関する損失の危険の管理を行う。万一、インシデントが発生した場合には、被害の極小化と速やかな回復を図り、当社へ速やかに報告する。
 - ④リコーグループの取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、リコーグループとして遵守すべき共通の規則については、グループ共通規則「リコーグループスタンダード」として制定し、リコーグループ全体で遵守していくよう推進する。

内部統制システムの運用状況

執行役員制度により、事業執行の効率化を図っています。GMCにおいて決裁した内容は、取締役会に四半期ごとに報告され、取締役は実施状況のモニタリングを行っています。

- ①当社の取締役会およびGMCは、リコーグループ全体の経営戦略として、次期経営計画、翌年度事業計画の検討・審議を行ってまいりました。グローバル会議など、グループのトップマネジメント層が参加する会議は、新型コロナウイルス感染症の影響下、リモートにて開催し、グループ戦略／方針／重要事項の討議／共有／周知を行うとともに、「リコーグループ関連会社経営管理規定」に基づき、リコーグループ各社の取締役の職務の執行に係る報告を受け、その取締役は職務権限に則って職務を効率的に行っています。
- ②万一、損失の危険が発生した場合には「インシデント発生時の対応標準」に基づく適切な対応と報告が行われるよう、リコーグループ全体に継続的な周知徹底活動を行っています。また、グループ内で発生したインシデントのうち、影響が拡大する恐れがあるものは、内部統制委員会にてグループ全体で被害を極小化するための議論を行い、対処しています。
- ③グループ共通規則「リコーグループスタンダード」の遵守性は内部監査部門が監査にて確認しています。

6

監査役の職務の遂行が実効的に行われるることを確保するための体制

基本方針の内容

1) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役室を設置し、監査役の指揮命令のもとで職務遂行を補助する専属の従業員を配置する。
- ② 上記従業員の人事評価は常勤監査役が行い、異動は常勤監査役の同意を得て実施する。

2) リコーグループの取締役および従業員などが監査役に報告をするための体制およびその他監査役への報告に関する体制

- ① 法令・定款に違反する重大な事実、不正行為またはリコーグループに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。
- ② 監査役が監査に必要な範囲で、業務遂行に関する事項の報告を求めたときには、これに協力する。
- ③ 取締役は、重要な会議についての議事録・資料を監査役に提供するとともに、重要な決裁書類などを閲覧可能にする。
- ④ 監査役に報告を行ったリコーグループの取締役および従業員などに対し、当該報告を行った事を理由として不利な取り扱いを行う事を禁止する。

3) その他監査役の職務の遂行が実効的に行われることを確保するための体制

リコーグループの取締役および従業員などは、監査役が以下に掲げる項目を行なう場合は、円滑な実施ができるよう協力する。

- ① 監査役は、GMCなどの重要な会議に出席するほか、代表取締役と定期的な意見交換ができる。
- ② 当社およびリコーグループ各社の監査役監査に際し、実効的な監査を実施できるよう協力体制を整備する。
- ③ 監査役が、会計監査人および内部監査部門との相互連携により、効率的な監査が行えるよう、環境を整備する。
- ④ 監査役の職務遂行により生ずる費用等は当社が負担する。

内部統制システムの運用状況

監査役を専属で補佐する従業員で構成する監査役室は、監査役の指揮命令に従っています。監査役は、監査役権限に基づき、当社各部門およびリコーグループ各社に対する重要情報などを取得しており、それらの情報などから対象を選定し監査役監査を行っています。当期は、新型コロナウイルス感染症の影響により監査役監査はリモートでの実施が中心となりましたが、リモートワーク環境のもとで実効的な監査が実現できるよう協力体制を整備しました。また、GMCなどの重要会議に出席、代表取締役等との連絡会、会計監査人や内部監査部門との月次情報交換会なども状況に応じてリモート活用を行っています。

反社会的勢力排除に向けて、当社は、反社会的な活動や勢力およびその団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わらないことを、リコーグループ、それらの役員従業員の基本的な行動の規範として定めた「リコーグループ企業行動規範」に定めています。また、従来より、社内窓口部署を設置し、警察などの外部機関や関連団体との連携を進めるとともに信頼関係の構築に努めてきており、今後も引き続き、反社会的な活動や勢力および団体との関連を排除するための社内体制を整備強化してまいります。

連結注記表

※記載金額については、百万円未満の端数を四捨五入しております。

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項＞

(連 結 の 範 囲)

当期の連結子会社は210社、持分法適用会社は17社であります。

上記に加え、組成された組織を連結範囲に含めております。

なお主要な連結子会社名は、「事業報告」の「1. リコーグループの現況(5)重要な子会社の状況」に記載しているため省略しております。

(重 要 な 会 計 方 針)

1. 連結計算書類の作成基準

株式会社リコーの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。ただし、同項後段の規定に準拠して、IFRSにより要請される記載および注記の一部を省略しております。

2. たな卸資産

たな卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い方の金額で測定しております。たな卸資産の取得原価には、購入原価および加工費が含まれており、主として総平均法に基づいて算定されております。加工費は、固定および変動製造間接費の適切な配賦額を含んでおります。

正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除した金額であります。

3. 売却目的で保有する資産

継続的使用ではなく、主に売却取引により帳簿価額が回収される非流動資産（または処分グループ）は、売却目的保有として分類しております。

非流動資産（または処分グループ）を売却目的へ分類するためには、現状のままで直ちに売却することが可能であり、かつ、経営者が非流動資産（または処分グループ）の売却計画の実行を確約し、売却が1年以内に完了する見込みである場合に限っており、その売却の可能性が非常に高いと言えることを条件としております。

売却目的保有へ分類した後には、非流動資産（または処分グループ）を帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定し、減価償却を行っておりません。

非流動資産（または処分グループ）の測定について、当社グループは、売却コスト控除後の公正価値までの当初または事後の評価減にかかる減損損失を純損益で認識しており、利得を認識する場合は過去に認識した減損損失累計額を超えない金額を上限としております。

4. 有形固定資産

①認識および測定

有形固定資産については、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産の解体・除去などに係る費用の見積り額が含まれております。

有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しております。

②取得後の支出

通常の維持および補修に係る支出については発生時に費用として処理し、主要な取替および改良に係る支出については、その支出により将来当社グループに経済的便益がもたらされることが見込まれる場合に限り資産計上しております。

③減価償却

土地および建設仮勘定以外の有形固定資産は、主として見積耐用年数にわたる定額法で減価償却を行っております。主な有形固定資産の見積耐用年数は建物および構築物が2年から60年、機械装置および運搬具が1年から20年、工具器具および備品が1年から20年であります。

減価償却方法、耐用年数および残存価額は、年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しております。

5. のれんおよび無形資産

①のれん

のれんは、取得日時点の公正価値で測定される被取得企業のすべての非支配持分の金額を含む移転される対価から、取得した識別可能な資産および引き受けた負債の取得日における正味の金額を超過した額として認識しております。のれんについては取得原価から減損損失累計額を控除して測定し、その償却を行わず、原則として最低年一回の減損テストを行っております。

②無形資産

当社グループは、無形資産の測定において原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(i) 自社利用ソフトウェア

当社グループは、自社利用ソフトウェアの取得および開発に際し発生した内部および外部向けの一定の原価を資産計上しております。これはアプリケーション開発段階およびソフトウェアのアップグレードや機能性を付加する増強の際に発生するもので、概ね2年から10年にわたり定額法で償却しております。

(ii) 開発資産

当社グループの開発活動（または内部プロジェクトの開発局面）で発生した費用は、以下のすべての条件を満たしたことを立証できる場合にのみ、資産計上しております。

- ・ 使用または売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・ 無形資産を完成させ、さらにそれを使用または売却するという企業の意図
- ・ 無形資産を使用または売却できる能力
- ・ 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・ 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用または売却するために必要となる、適切な技術上、財務上およびその他の資源の利用可能性
- ・ 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

これらの開発資産の償却は、当該プロジェクトの終了の後、量産が開始される時点より償却され、当該開発資産が正味のキャッシュ・インフローをもたらすと期待される見積耐用年数にわたって定額法により行っております。なお、上記の資産計上の要件を満たさない開発費用および研究活動に関する支出は、発生時に費用処理しております。

(iii) その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合の一部として取得し、のれんと区別して認識された無形資産は、当初認識時に取得日時点の公正価値で測定しております。

(iv) 債却（開発資産を除く）

耐用年数の確定できる無形資産については、経済耐用年数にわたって償却し、減損の兆候がある場合には減損の有無を判定しております。耐用年数が確定できる無形資産は、主にソフトウェア、顧客関係および商標権からなっており、その見積耐用年数にわたり定額法で償却しております。耐用年数が確定できない無形資産または未だ使用可能ではない無形資産は償却を行わず、耐用年数が明らかになるまで減損テストを行っております。

6. リース

①借手としてのリース

当社グループは、リースの契約時に、当該契約がリースまたはリースを含んだものであるのか否かを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいると判定しております。

原資産が不動産である場合、契約の対価を、独立価格の比率に応じてリース構成部分と非リース構成部分に配分しております。また、原資産が不動産以外である場合、リース構成部分と非リース構成部分を区別せずに、単一のリース構成部分として会計処理をすることを選択しております。契約がリースであるかまたはリースを含んでいる場合、当社グループはリースの開始日において使用権資産およびリース負債を認識しております。

リース負債は、リース料総額の未決済分を開始日における借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。使用権資産は、リース負債の当初測定額に前払リース料などを調整した額で当時の測定を行っております。

使用権資産については、原価モデルを適用し、見積耐用年数またはリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法により減価償却しております。リース料は、実効金利法に基づき、金利費用とリース負債の返済額とに配分しております。金利費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

ただし、リース期間が12か月以内の短期リースおよび原資産が少額のリースについては、使用権資産およびリース負債を認識せず、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

②貸手としてのリース

契約により、実質的にすべてのリスクおよび経済的便益が借手に移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類しております。ファイナンス・リース以外のリースはオペレーティング・リースに分類しております。

製造業者または販売業者としての貸手となる場合、ファイナンス・リースに係る販売損益は、物品販売と同様の会計方針に従って認識しております。金融収益については、リース期間の起算日以降実効金利法に基づき認識しております。製造業者または販売業者としての貸手にならない場合、金融収益について、リース期間の起算日以降実効金利法に基づき認識しております。計算利子率は、最低受取リース料総額と無保証残存価値を合計した現在価値を、リース資産の公正価値と貸手の当初直接コストの合計額と等しくする割引率を使用しております。

オペレーティング・リースに係る収益は、リース期間にわたり定額法で認識しております。

7. 金融商品

当社グループは、非デリバティブ金融資産を、(i) 債却原価で測定する金融資産、(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産、(iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産、(iv) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の各区分に分類しています。

①当初認識および測定

当社グループは、売上債権およびその他の債権を発生日に当初認識しています。通常の方法で売買される金融資産は決済日に当初認識しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値で当初認識しております。債却原価で測定する金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産および資本性金融資産は、取得に直接帰属する取引コストを公正価値に加算した金額で当初認識しております。

②分類および事後測定

(i) 債却原価で測定する金融資産

当社グループが保有する金融資産のうち、以下の要件をともに満たす場合には、債却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当初認識後は実効金利法による債却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による債却額および認識が中止された場合の利得または損失は、当期の純損益で認識しております。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

当社グループが保有する金融資産のうち、以下の要件をともに満たす場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収と売却の両方を目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動のうち、為替差損益、減損利得または減損損失、金融資産からの配当金は純損益に認識し、その他の変動は、その他の包括利益に含めて認識しております。認識を中止した場合には、その他の包括利益の累積額を純損益に振り替えております。

(iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

債却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産以外の金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しております。

当初認識後は公正価値で測定し、その変動額はその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の公正価値が著しく下落した場合、または認識を中止した場合にはその他の包括利益の累積額を利益剰余金に直接振り替えております。

なお、当該金融資産からの配当金については、純損益として認識しております。

(iv) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品および資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

③非デリバティブ金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産などに係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。当社グループは、年度の末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。信用リスクが著しく増大しているか否かの判断は、債務不履行が発生するリスクの変化に基づいており、その判断にあたっては、一定の期日経過情報や取引先の財政状態悪化などの客観的情報を考慮しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない売上債権などについては、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積もっております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、連結会計期間の末日時点での過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る金額は、純損益として認識しております。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益として戻し入れております。

④資本

(i) 資本普通株式

当社が発行した資本性金融商品の発行に直接関連する費用は、資本の控除項目として認識しております。

(ii) 当社自己株式

当初発行後に再取得した自己の資本性金融商品（自己株式）は、支払対価（株式の取得に直接起因する取引コストを含む）を、資本の控除項目として認識しております。自己株式を売却した場合、受取対価を資本の増加として認識しております。

⑤デリバティブおよびヘッジ活動

当社グループは為替、金利に係る市場リスクを管理するためにデリバティブを利用しております。しかし、グループ内規定に基づき、売買目的および投機目的のデリバティブは保有しておりません。当社グループはすべてのデリバティブを連結財政状態計算書に公正価値で認識しております。当社グループはデリバティブの契約を締結する際に、当該デリバティブがヘッジ関係の一部として適格であるか否かの判定を行っております。当社グループはデリバティブを、(i) 連結財政状態計算書に計上された資産または負債の公正価値の変動をヘッジするための公正価値ヘッジ、(ii) 連結財政状態計算書に計上された資産または負債に付随する受払いおよび可能性が非常に高い予定取引に関連するキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのキャッシュ・フロー・ヘッジのいずれかとして指定しております。

当社グループはリスク管理の目的やさまざまなヘッジ取引の戦略とあわせて、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係について正式に文書化しております。このプロセスには、公正価値ヘッジまたはキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されるすべてのデリバティブと、連結財政状態計算書の特定の資産および負債または特定の確定約定あるいは可能性が非常に高い予定取引との関連付けが含まれております。

(i) 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されるデリバティブについては公正価値評価され、デリバティブの公正価値の変動による純損益と、ヘッジ対象の公正価値の変動による純損益を相殺しております。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されるデリバティブについては、ヘッジが有効である部分の公正価値の変動額をその他の包括利益に含めて表示し、ヘッジされた取引が純損益に影響を与える時点で純損益に組替えております。キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジの有効でない部分については直ちに純損益に計上しております。

(iii) ヘッジ会計が適用されないデリバティブ

ヘッジ会計が適用されないデリバティブは公正価値で計上し、公正価値の変動額は当期の純損益に計上しております。

8. 収益

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。

IFRS第15号の適用に伴い、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、顧客との契約に基づき、オフィス向け画像機器、ドキュメント・ITサービス・コミュニケーション関連サービスやソリューション、商用印刷機器、産業印刷機器、各種機器に関する消耗品およびサービス、サーマルペーパー、サーマルメディアなどを提供しております。

当社グループは、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点、または移転するにつれて、移転により獲得が見込まれる対価を反映した金額により、収益を認識しています。各種機器などの販売による収益は、機器などの引き渡し時点において顧客が当該機器などに対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該機器などが顧客に引き渡された時点で認識しております。機器などの性能に関して顧客の検査を要する場合は、機器などが設置され、顧客の受け入れが得られた時点で認識しております。また、主としてメンテナンス契約から生じるサービス収益は、関連する履行義務を充足するにつれて、一定期間に渡り認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベートおよび返品などを控除した金額で測定しております。

9. 引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値の影響が重要である場合、引当金は当該債務に特有のリスクを反映させた割引率を用いた現在価値により測定しております。

10. 従業員給付（退職後給付）

当社グループは、確定給付型年金制度および確定拠出型年金制度を採用しています。確定給付型年金制度に関連する純債務は、制度ごとに従業員が過年度および当年度において獲得した将来給付額の現在価値から制度資産の公正価値を差し引くことにより算定しています。確定給付型年金制度から生じる数理計算上の差異はその他の包括利益で認識し、発生時にその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。また、過去勤務費用は発生時に純損益として認識しています。確定拠出型年金制度の拠出は、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しています。

11. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

<会計方針の変更>

連結計算書類において適用する重要な会計方針は、前年度において適用した会計方針と同一であります。

<会計上の見積りに関する注記>

連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の設定をすることが義務付けられております。ただし、実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの改定は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も踏まえた上で、見積りが改定された会計期間および影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

当年度の連結計算書類においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う当社グループの業績への影響が翌年度以降においても一定程度残るもの、ワクチン普及がさらに進んでいくこと等により、将来に向けて徐々に収束に向かうものと仮定しております。

見積りおよび仮定のうち、当社グループの連結計算書類で認識する金額に重要な影響を与える事項は、以下の（1）有形固定資産、無形資産およびのれんの減損、および（2）繰延税金資産の認識であります。

（1）有形固定資産、無形資産およびのれんの減損

商用印刷事業では、将来の事業拡大に向けた成長を織り込むとともに、新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響を慎重に考慮した将来計画を策定した結果、想定されていた収益の実現時期が当初よりも遅れることとなりました。また、これまでオフィス向け製品の生産を手掛けていた国内工場の一部を、印刷業者向け事業(企業内印刷含む)の生産拠点に変更することを決定しました。本施策の決定により関連諸経費の配分を見直し、将来計画に反映しました。その結果として、過去の買収により計上したのれんを含む資産について減損損失を計上することとなりました。当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、経営者が承認した事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローを税引前の加重平均資本コスト10%で割り引いて算定しております。減損損失は、連結損益計算書の「販売費および一般管理費」に23,906百万円、「のれんの減損」に2,641百万円含まれております。また、減損損失の資産別の主な内訳は、無形資産18,514百万円(主に開発資産)、のれん2,641百万円、有

形固定資産など5,392百万円となっております。

また、オフィスプリントイング事業では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響の長期化ならびにオフィスの縮小や在宅勤務の定着によるオフィスへの出社率の低下といった新しい働き方（ニューノーマル）の浸透を鑑み、新型コロナウイルス感染症拡大前の状況には今後も完全には戻らないことによる業績への影響を考慮しております。翌年度中に帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがある項目としては、オフィスプリントイング（欧州販売グループ）ののれん48,431百万円があります。回収可能価額は使用価値により測定しており、帳簿価額を上回っております。使用価値は、経営者が承認した事業計画と成長率△4%を基礎としたキャッシュ・フローを税引前の加重平均資本コスト14%で割り引いて算定しております。

(2) 繰延税金資産の認識

当社グループは、繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除の一部または全部が将来課税所得に対して利用できる可能性が高いかどうかを考慮しております。最終的な繰延税金資産の実現は、一時差異が控除可能な期間および繰越欠損金が利用できる期間における将来の課税所得の発生に依存します。当社グループは、実現可能性の評価にあたり、繰延税金負債の実現予定時期、予想される将来の課税所得および税務戦略を考慮しております。過去の課税所得の水準ならびに、一時差異が控除可能な期間および繰越欠損金が利用できる期間における将来の課税所得見込みに基づき、当社グループは当年度末現在の認識された繰延税金資産は実現する可能性が高いと考えております。繰延期間における将来の見積課税所得が減少した場合には、実現する可能性が高いと考えられる繰延税金資産は減少することになります。

この見積りの結果、当年度末の連結財政状態計算書に計上している繰延税金資産は、84,124百万円であります。なお、日本国内および海外の一部地域においては、連結納税制度を適用しております。

<連結財政状態計算書に関する注記>

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1) 流動資産

営業債権およびその他の債権 8,208百万円

その他の金融資産 3,063百万円

(2) 非流動資産

その他の金融資産 4,021百万円

2. 担保に供している資産および担保に係る負債

該当事項はありません。

3. 金融資産の譲渡に関する事項

当社の子会社では信託などを用いたリース債権などの譲渡を行っておりますが、金融資産の売却として会計処理する要件を満たさないものについては、担保付借入として会計処理を行っております。当該処理に関し、連結財政状態計算書に次の資産および負債が含まれております。

(1) 資産

流動資産

その他の金融資産 252百万円

非流動資産

その他の金融資産 255百万円

(2) 負債

流動負債

社債および借入金 252百万円

非流動負債

社債および借入金 255百万円

4. 保証債務

金額的重要性のある債務保証はありません。

5. 有形固定資産に係る減価償却累計額および減損損失累計額 745,931百万円

6. その他の資本の構成要素には、確定給付制度の再測定、その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動、キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動、在外営業活動体の換算差額が含まれております。

<連結持分変動計算書に関する注記>

1. 当年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 744,912,078株

2. 当年度末における自己株式の数

普通株式 26,692,132株

(注) 当社は、役員向け株式交付信託および執行役員等向け株式交付信託を設定しており、当該信託が保有する当社株式415,800株を、自己株式に含めて記載しております。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日
2020年6月26日 定時株主総会	9,423百万円	13円00銭	2020年3月31日
2020年11月4日 取締役会	5,436百万円	7円50銭	2020年9月30日

(注) 2020年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社が設定する役員向け株式交付信託および執行役員等向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

また、2020年11月4日取締役会決議による配当金の総額には、当社が設定する役員向け株式交付信託および執行役員等向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、効力発効日が翌年度となるもの

決議予定	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日
2021年6月24日 定時株主総会	5,390百万円	7円50銭	2021年3月31日

(注) 配当金の総額には、当社が設定する役員向け株式交付信託および執行役員等向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本リスク管理

当社グループの資本管理は、当社グループの持続的な成長と企業価値増大を実現するため、事業発展に充分な資金を確保できる堅固な財務体質維持と効率的な資本構成の両立を方針としております。

(2) 為替リスク管理

当社グループは、生産活動および販売活動の相当部分を日本以外の米国、欧州、ならびに中国などその他地域で行っており、外貨建の業績、資産・負債は為替レートの変動の影響を受ける可能性があります。

当社グループは、外貨建の資産および負債に対する外国為替レートの変動リスクを軽減することを目的として為替予約などを締結しております。

(3) 金利リスク管理

当社グループの有利子負債は主に固定金利により調達している社債および借入金であります。

有利子負債を超える現金および現金同等物を維持しており、現在の金利リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えております。

(4) 信用リスク管理

当社グループの営業活動から生じる債権は取引先の信用リスクにさらされております。

当該リスクに関して、当社グループは、与信限度額の設定、継続した与信調査および取引先のモニタリングを行っております。また、信用リスクの集中、与信の未払いなどの潜在的リスクを最小限に抑える必要があると考えているため、モニタリングの結果によって、信用供与の程度を調整しております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを最小限にするため、信用度の高い金融機関に限定しております。

(5) 流動性リスク管理

当社グループは、事業資金を金融機関からの借入金または社債発行などにより調達しております。このため、資金調達環境の悪化などにより債務を履行できなくなるリスクにさらされております。

当社および一部の連結子会社は金融機関と借入枠ならびに当座借越についての契約を締結しており、コマーシャルペーパー発行プログラムを保有しております。また当社グループは、各地域に設置している金融子会社を中心にグループ企業間で手元流動性を有効活用するグループ内の資金融通の制度を構築しております。流動性リスクに対しては、資金調達手段の多様化を図り、複数の金融機関との間でコミットメント・ラインを設定しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

- (1) 現金および現金同等物、定期預金、営業債権およびその他の債権、営業債務およびその他の債務

これらの勘定は短期間で決済されるので、帳簿価額と公正価値が近似しております。そのため、下記の表中には含めておりません。

- (2) リース債権

リース債権については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値に基づいて算定しております。

- (3) デリバティブ

デリバティブには、為替予約が含まれており、これらの公正価値は、金融機関より入手した見積価格や、利用可能な情報に基づく適切な評価方法により、算定しております。

- (4) 株式、社債

株式、社債には、市場性のある株式および社債、非上場株式が含まれております。市場性のある株式および社債は、主に市場価格に基づいて算定しております。非上場株式については類似公開会社比較法などの評価技法を用いて公正価値を算定しております。

- (5) 社債および借入金

社債および借入金のうち、12か月以内に償還および返済される部分については、帳簿価額と公正価値が近似しているため下記の表中には含めておりません。

社債および借入金については、契約ごとの将来キャッシュ・フローから、類似の満期日の借入金に対して適用される期末借入金利を用いて割り引いた現在価値に基づいて算定しております。

2021年3月31日現在における金融商品の連結財政状態計算書帳簿価額および公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
<資産>		
その他の金融資産（流動および非流動）		
リース債権	228,509	234,007
デリバティブ資産	407	407
その他の投資		
株式	17,770	17,770
社債	734	734
<負債>		
その他の金融負債（流動および非流動）		
デリバティブ負債	1,669	1,669
社債および借入金	139,676	136,416

＜子会社に対する支配喪失等に関する注記＞

リコーリース株式会社

支配喪失の概要

当社は、2020年3月9日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるリコーリース株式会社（以下、リコーリース）の普通株式の一部をみずほリース株式会社（以下、みずほリース）へ譲渡することを決議し、株式譲渡契約を締結しました。

2020年4月23日には、当社が保有するリコーリース株式の一部についてみずほリースへの譲渡が完了しました。本株式譲渡によって、リコーリースに対する当社の議決権所有割合は33.7%となり、リコーリースは、当社の連結子会社から持分法適用関連会社となりました。

①支配喪失日における資産および負債

(単位：百万円)

支配喪失を伴う資産および負債	
現金および現金同等物	28,954
営業債権およびその他の債権	219,572
その他の金融資産	824,971
有形固定資産	63,855
その他（資産）	46,144
社債および借入金	△907,957
営業債務およびその他の債務	△40,824
その他（負債）	△51,229
処分した純資産	183,486

注）上記は、連結会社間の消去前の金額で記載しております。

②子会社の支配喪失に伴う損益

当年度（自2020年4月1日至2021年3月31日）

(単位：百万円)

受取対価	36,800
処分した純資産	△183,486
非支配持分	84,676
支配喪失時の残余投資	62,010
連結除外損益	—

注）売却目的保有に分類される処分グループを売却コスト控除後の公正価値で測定した結果、2,539百万円の損失を認識しております。当該損失は「販売費および一般管理費」に計上しております。

③支配喪失に伴う現金および現金同等物の変動

当年度（自2020年4月1日至2021年3月31日）

(単位：百万円)

現金による受取対価	36,800
連結除外した子会社における現金および現金同等物	△28,954
子会社の支配喪失に伴う現金および現金同等物の変動額	7,846

<重要な後発事象>

(自己株式の取得)

当社は、2021年3月3日開催の取締役会決議に基づき自己株式を取得しております。決算日後に取得した自己株式は、以下のとおりです。

自己株式の取得状況

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得した株式の総数	11,237,300株
(3) 取得価額の総額	13,101,261,500円
(4) 取得期間	2021年4月1日～2021年5月13日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

(ご参考)

1. 2021年3月3日開催の当社取締役会における決議内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	145,000,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 20.02%)
(3) 株式の取得価額の総額	1,000億円（上限）
(4) 取得期間	2021年3月4日～2022年3月3日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

2. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計（2021年5月13日現在）

(1) 取得した株式の総数	17,450,300株
(2) 株式の取得価額の総額	20,392,201,300円

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 1,281円29銭

2. 基本的1株当たり

親会社の所有者に帰属する当期利益（△損失） △45円20銭

希薄化後1株当たり当期利益（△損失） △45円20銭

個別注記表

※記載金額については、百万円未満の端数を切り捨てております。

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの：事業年度末の市場価格などに基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しております。

時価のないもの：移動平均法による原価法により評価しております。

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法により評価しております。

3. たな卸資産の評価基準および評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

4. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は定額法で行っております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：5年～50年

機械および装置：4年～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は定額法で行っております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額との、いずれか大きい金額を計上しております。なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。また、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～10年）に基づく定額法によっております。

のれんについては、投資効果の及ぶ期間（16年）にわたり、定額法で償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権・貸付金などの貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の当事業年度負担分について、当社賞与計算規定に基づく支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見積額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結財政状態計算書と異なります。

(6) 株式給付引当金

役員などに対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員などに割り当てられるポイントの見込数に応じた給付額を基礎として計上しております。

6. 消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

7. 連結納税制度の適用

当社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を適用しております。

金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

(3) ヘッジ方針

当社の内部規定である「市場リスク管理規定」に基づき、資産・負債に係る相場変動リスクまたはキャッシュ・フロー変動リスクを回避する目的で、資産・負債の範囲内でデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であるものについては、高い有効性があるとみなされるため、検証を省略しております。また、特例処理によっている金利スワップについては有効性評価を省略しております。上記以外について、ヘッジ対象の相場変動の累計またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計キャッシュ・フロー変動の累計とを比率分析する方法により有効性の評価を行っております。

<表示方法の変更に関する注記>

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

<会計上の見積りに関する注記>

繰延税金資産

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 16,534百万円
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「<会計上の見積りに関する注記>」に記載しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	169,740百万円
長期金銭債権	19,685百万円
短期金銭債務	103,346百万円
長期金銭債務	55百万円

2. 保証債務

関係会社発行のC Pに対する親会社保証	33,213百万円
関係会社の隨時融資枠契約に対する親会社保証	20,000百万円
関係会社の賃借契約に対する親会社保証	566百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 426,746百万円

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引

売上高	730,322百万円
仕入高	263,990百万円
その他の営業取引高	36,817百万円
営業取引以外の取引高	102,636百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末日における自己株式の数

普通株式 26,692,132株

(注) 自己株式数には、当社が設定する役員向け株式交付信託および執行役員等向け株式交付信託において、該当信託が保有する当社株式が415,800株(議決権の数4,158個)含まれております。

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産の発生の主な原因是、関係会社株式評価損および、退職給付引当金、賞与引当金、減価償却等の将来減算一時差異および繰越欠損金であり、評価性引当額85,966百万円を控除しております。評価性引当額は、主に関係会社株式評価損および繰越欠損金に対して計上しております。

<リースにより使用する固定資産に関する注記>

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備などの一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

<関連当事者との取引に関する注記>

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(注1)	科目	当年度末残高(注1)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	リコージャパン株式会社	所有直接 100	有	当社の事務機器製品の販売	製品の販売(注2)	465,302	売掛金	66,734
関連会社	リコーリース株式会社	所有直接 33.7	有	ファクタリング取引	ファクタリング取引(注3)	50,665	未払金	20,147
子会社	RICOH AMERICAS HOLDINGS, INC.	所有直接 100	有	資金の貸付	資金の貸付(注4)(注5)	51,018	短期貸付金	1,999
子会社	RICOH EUROPE FINANCE LIMITED	所有間接 100	有	資金の借入 資金の貸付	資金の借入(注4)(注5) 資金の貸付(注4) 資金の回収(注4)	49,903 16,874 16,737	短期借入金 短期貸付金 長期貸付金	1,261 23,364 19,470
子会社	RICOH EUROPE SCM B.V.	所有間接 100	無	当社の事務機器製品の販売	製品の販売(注2)	76,788	売掛金	14,920

取引条件および取引条件の決定方針など

(注1) 取引金額には消費税などを含めておりません。当年度末残高には消費税などを含めております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場情勢などを勘案し価格交渉の上で決定しております。

(注3) 当社の営業債務に関して、当社、取引先、リコーリース株式会社の三者間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による支払いを行っているものであります。

(注4) 資金の貸付および借入については、通常、マーケットで行われている市中金利などを参考にしてその都度交渉の上、条件を決定しております。

(注5) 取引金額は、期中平均残高を記載しております。

<1株当たり情報に関する注記>

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産 | 737円31銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 121円59銭 |

(注) 1株当たり利益の算定において、当社が設定する役員向け株式交付信託および執行役員等向け株式交付信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均普通株式数から当該株式数を控除しております。

<重要な後発事象>

(自己株式の取得)

当社は、2021年3月3日開催の取締役会決議に基づき自己株式を取得しております。決算日後に取得した自己株式は、以下のとおりです。

自己株式の取得状況

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得した株式の総数	11,237,300株
(3) 取得価額の総額	13,101,261,500円
(4) 取得期間	2021年4月1日～2021年5月13日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

(ご参考)

1. 2021年3月3日開催の当社取締役会における決議内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	145,000,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 20.02%)
(3) 株式の取得価額の総額	1,000億円（上限）
(4) 取得期間	2021年3月4日～2022年3月3日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

2. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計（2021年5月13日現在）

(1) 取得した株式の総数	17,450,300株
(2) 株式の取得価額の総額	20,392,201,300円